

令和元年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和元年第3回東彼杵町議会定例会は、令和元年9月20日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	三根 貞彦 君	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
会 計 管 理 者	森 隆志 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 44 号	東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	議案第 54 号	令和元年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 2 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3	議案第 55 号	令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4	議案第 56 号	令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	議案第 57 号	平成 30 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 6	議案第 58 号	平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認 定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 7	議案第 59 号	平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の

- 件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 8 議案第 60 号 平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 9 議案第 61 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 10 議案第 62 号 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第 63 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第 64 号 平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 議案第 65 号 平成 30 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 14 議案第 70 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 発議第 8 号 議会広報編集特別委員会設置に関する決議
- 日程第 16 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

6 閉 会

開 会（午前 9 時 29 分）

○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ここで、9 月 11 日の発議の際に、誤解を招くような発言があったということで、それに対する説明をしたいという申し出がございましたので発言を許可します。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

先日の 9 月 11 日、緊急動議として提出いたしました東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例の審議過程におきまして、森議員から提出者の私に対しまして、大石議員こそ 8 月の議会だよりに嘘の記事を掲載しているというご指摘がありました。私の名誉に関わることでありますので、再度回答させていただきます。

11 日、森議員から私に対しまして以下のような質問がなされました。正確に読ませていただきます。議会だよりに真実でない記事が記載されている、どこなのか。大石議員こそ事実と違った記事が掲載されている。教育長の罷免とかなんとか、教育長の罷免を行うことはできると議会だよりに書いてある。法律は改正されましたと。そんなことないですよ、正確にはですね。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これの第 7 条、心身の故障のための職務遂行に、これ何と読むのかな、何とか、求める場合においては職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行がある。この 2 点なんですよ。こういう場合においては罷免ができると。これは間違いなんですよ、大石議員が間違っているのではないかと。このように質問されていました。自分自身が間違った記事を書いているのではないかと、このように。

この質問に対し私はこのように答弁しておりました。私は条文を見て書いたつもりであります。今、ここに法律を持ってきておりませんので、ここで良いとか悪いとか間違っていたら当然次の号で謝罪とか訂正記事をとるか、出させていただきますという答弁をしておりました。そのことを受けて森議員をはじめ皆さんに説明をしたいと思えます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、ここに持って来ました。関係があるところ、全文読ませていただきます。

まず、第 4 条第 1 項、教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると、このように定めてあります。第 7 条第 1 項には、地方公共団体の長は、教育長、若しくは委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反、その他教育長、若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、その教育長又は委員を罷免することができる。このように平成 27 年 4 月 1 日に改正をされました。

そこで、8 月の議会だより、私はこのように書いております。平成 27 年、町長が教育長を議会の同意を得て直接任命、罷免を行うことができるとこのように法律は改正されました。このように記載をしております。森議員の言い分は、全て書いていないから嘘であるとの主張だと思います。

しかし、全文を書いていないからといって嘘の記事であるとの主張は飛躍しすぎると思っております。

町長は、議会の同意を得て直接任命、罷免を行うという文章に嘘はありません。限られたマスの中に表現するには、嘘を書かないことが前提ですが、多少のカットは許されると思っております。このことは多くの有識者の方に見ていただきました。誰一人として、この私が載せた記事が嘘という人は、5名中5名誰一人としておりませんでした。このことをつけ加えておきます。したがって、私は10月号の議会だよりで謝罪とか訂正分を記載する意思はございません。以上であります。

日程第1 議案第44号 東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 議案第54号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第2号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 議案第55号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

それでは議事に入ります。

日程第1、議案第44号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第2、議案第54号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第2号）、日程第3、議案第55号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上3議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書を朗読いたします。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第44号 東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

2 審査年月日

令和元年9月12日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月12日、総務課長、税財政課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の条例制定は、地方自治法の一部改正により令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本町において条例を定める必要が生じたためである。この条例は、第1条から第28条まで設けられ、嘱託・臨時職員の処遇改善のためフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に分けられ、それぞれの給料や期末手当等を詳細にわたって定めるものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

1 付託された事件

議案第 54 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、各課長及び財政係長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5469 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 46 億 8012 万 5000 円とするものである。

歳出については、総務費に財政調整基金積立金等 1916 万円、民生費に高齢者タクシー利用助成事業費等 1670 万 6000 円、衛生費に浄化槽設置整備事業補助金等 2535 万円、土木費に原材料支給事業費等 1874 万 4000 円、教育費に新港グランド駐車場整備工事費等 1810 万 5000 円、災害復旧費に 5473 万 6000 円が計上されている。

歳入については、特定財源として国・県支出金 4399 万 4000 円、基金繰入金等 2886 万 6000 円が計上され、一般財源として環境性能割交付金等 205 万 5000 円、地方交付税等 6437 万円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、高齢者タクシー利用助成事業では、利用できるタクシー事業所の範囲等をわかりやすく示すことや、いこいの広場の管理方法に当たっては、十分精査し、PFI 方式を検討してはどうかとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 55 号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、総務課長、税財政課長、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1660 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 3712 万円とするものである。

歳出については、平成 30 年度の介護保険事業費の精算に伴い、償還金 1471 万 3000 円、また、地域支援事業費に 188 万 8000 円が計上されている。

歳入については、前年度繰越金 1471 万 3000 円、国・県支出金等 188 万 8000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきも

のと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

議案第54号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第2号）の質疑を委員長にします。

この審査は連合審査、総務厚生常任委員会と産業建設文教常任委員会と審査を行いました。それぞれ課長出席の下、それぞれの意見があって審査をしたわけですが、ここの意見書の最後のところです。タクシー券のことを書いてあります。なお、審査の過程で高齢者タクシー利用助成事業では、利用できるタクシー事業所の範囲等をわかりやすく示すことと書いてある。ここなんです、連合審査の一番最後のところに、総務厚生常任委員会委員以外の産業建設文教常任委員の皆さんがこの意見書に書き加えることがないですかということで、私はその時に話をしたのが、このタクシーの配布の条件、あるいは利用の条件、あるいは基準をしっかりと明確にするようにということをこの報告書に書いてくださいよと覚えていらっしゃると思いますが、なぜここに書かなかったのか伺います。

○議長（吉永秀俊君）

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

今の森議員の質問に対しては、ここに、利用できるタクシー事業所の範囲等をわかりやすくということに、ここに示しているというつもりでそういった利用条件とか、一括して、言葉足らずの面もあったかと思いますが、そういう気持ちで書いているところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

この文章は、利用できる事業所の範囲等とはいうことは、区域を示しているんですよ、事業所の区域。例えば川棚地区、嬉野地区、大村地区のタクシーも一緒にというような意味合いの範囲以内というように捉えるような文章なんです、これは。今、私がいったような配布の条件、あるいは利用の条件、基準、これに含まれていると今おっしゃいましたがそれでいいんですか、そういう解釈で。

○議長（吉永秀俊君）

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

だから、範囲等という字を、範囲は限定をしておりませんので等という字を挿入して、そういった利用条件とか、そういったものを明確に、示されるものと思ってこういうふうな文言にしているわけです。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

一番肝心要なところなんです。一番肝心要なところを抜いているんですよ。ここをしっかりとしないと執行部がわかりませんよ。執行部にもわかりやすいように報告書を書かないと、そういうところが手を抜いてしまいますよ。ですから、指摘したんです、ここは報告書で書いてくださいねと。今後注意してください。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

次に、これから議案第 44 号、議案第 54 号、議案第 55 号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 44 号、議案第 54 号、議案第 55 号の討論を終わります。

これから、議案第 44 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 56 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 4、議案第 56 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 56 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、9 月 12 日、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 167 万 4000 円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 5483 万 3000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出について運営費の修繕費 167 万 4000 円が追加計上された。また、建設費の補償補填及び賠償金 267 万 4000 円を減額し、工事請負費 267 万 4000 円が追加計上されていた。歳入については、繰入金 10 万 1000 円を減額し、繰越金 177 万 5000 円が追加計上されていた。

クリーンセンターでの定期点検で終末処理場の吸排気管、圧力吸水ポンプの故障や劣化が確認されたので修繕費を追加計上された旨の説明がありました。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第 56 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 56 号の討論を終わります。

これから、議案第 56 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第 5 議案第 57 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 58 号 平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 59 号 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
の件(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 60 号 平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳
出決算認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 61 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 62 号 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 63 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定の件(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 64 号 平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定の件(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 65 号 平成 30 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第 5、議案第 57 号平成 30 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 6、議案第 58 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第 59 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第 60 号平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 61 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 62 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 63 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 64 号平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 65 号平成 30 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。浪瀬決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(浪瀬真吾君)

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 57 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、各課長及び財政係長、教育次長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 30 年度の一般会計決算収支額は、歳入総額 47 億 6813 万 8000 円（対前年度比 6.5% 減）、歳出総額 46 億 1613 万円（対前年度比 7.5% 減）と共に減少している。形式収支は 1 億 5200 万 8000 円となっているが、翌年度への繰越財源 4638 万 3000 円を控除した実質収支は 1 億 562 万 5000 円（実質収支比率 3.6%）となり、前年度より 22.7% の増となっている。単年度収支は 1950 万 9000 円の黒字となり、更に基金の積立（107 万 9000 円）のプラス要因により実質単年度収支も 2058 万 8000 円の黒字であった。本町財政は、歳入でふるさと応援寄附金が 1 億 909 万 4000 円（対前年度比 206.3% 増）となっているが、依然として自主財源に乏しく、国県支出金や地方交付税等に対する依存度が高く、有効な補助事業活用での取り組みが重要課題である。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお審査の過程で、昨年第 2 回定例会で専決処分された基金積立金約 2000 万円が約半額しか執行されていなかったことに対し厳しい指摘があったことや、道の駅のエアコン設置について、根拠となる契約書の確認や設備投資された額に見合った家賃契約の在り方、また、ふるさと交流センターの組織体制の強化を図ってほしいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 58 号 平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、総務課長、税財政課長、健康ほけん課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 30 年度は、当初予算 12 億 3130 万円に対し 3 回の補正が行われ、最終予算は 12 億 7272 万 1000 円となった。歳入総額は 12 億 9625 万 2000 円（対前年度比 11.5% 減）、歳出総額は 12 億 6222 万 9000 円（対前年度比 10.1% 減）と共に減少している。実質収支は 3402 万 3000 円であるが、前年度実質収支 6126 万 5000 円が含まれているため、単年度収支は 2724 万 2000 円の赤字となっている。財政調整基金への積立てが 4010 万 4000 円されており、実質単年度収支は 1286 万 2000 円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、健康診断や疾病予防を図るため保健事業に対する啓発を更に推進し、被保険者の健康増進による医療費の節減に努められたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 59 号 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、総務課長、税財政課長、健康ほけん課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 30 年度は、予算現額 8 億 558 万 7000 円に対し、歳入総額 8 億 2273 万 4000 円（対前年度比 0.1%減）、歳出総額 7 億 9834 万 9000 円（対前年度比 0.1%増）となっている。実質収支は 2438 万 5000 円で、前年度実質収支 2637 万 7000 円、積立金 2841 万 9000 円があり、実質単年度収支は 2642 万 7000 円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 60 号 平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、総務課長、税財政課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 30 年度は、歳入総額 35 万 6000 円、歳出総額 4 万 8000 円となっている。実質収支は 30 万 8000 円となり、前年度実質収支が 30 万 8000 円であることから単年度収支は 0 円となるが、積立金 4 万 8000 円があり、実質単年度収支は 4 万 8000 円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 61 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、総務課長、税財政課長、水道課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 30 年度は、歳入総額 4287 万 2000 円（対前年度比 17.1%増）、歳出総額 4271 万円（対前年度比 16.7%増）となっている。実質収支は 16 万 2000 円で、実質単年度収支も 16 万 2000 円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、集落排水処理施設の更新事業に着手されているので、西部地区においては、接続の推進に努められたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 62 号 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、総務課長、税財政課長、水道課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 30 年度は、歳入総額 864 万円（対前年度比 19.6%増）、歳出総額 775 万 2000 円（対前年度比 7.3%増）となっている。実質収支は 2000 円で、実質単年度収支も 2000 円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、集落排水処理施設の更新事業に着手されているので、接続の推進に努められたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 63 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、総務課長、税財政課長、水道課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 30 年度は、歳入総額 2 億 8084 万 9000 円（対前年度比 14.5%減）、歳出総額 2 億 7907 万 2000 円（対前年度比 14.6%減）と共に減少している。実質収支は 177 万 7000 円となり、実質単年度収支は 14 万 9000 円の赤字となっている。公債費は昨年度に比較して 5529 万 1000 円減少し、30 年度末現在で利子を含め 23 億 6984 万 2000 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、接続率アップに努めてほしいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 64 号 平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、総務課長、税財政課長、健康ほけん課長、会計課長出席を求め委員会を開催しました。

平成 30 年度は、歳入総額 1 億 1088 万 9000 円、歳出総額 1 億 991 万 3000 円となっている。実質収支は 97 万 6000 円となり、実質単年度収支 21 万 6000 円の赤字となっている。被保険者 1 人あたりに換算した年間給付額は 95 万 1000 円で、国民健康保険の 1 人あたり年間負担

額 34 万 7000 円と比較しても格段に高くなっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、健康診断や疾病予防を図るため保健事業に対する啓発を更に推進し、被保険者の健康増進による医療費の節減に努められたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 65 号 平成 30 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件

2 審査年月日

令和元年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日、総務課長、税財政課長、水道課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 30 年度の収益的収入は、予算額 2 億 7394 万 6000 円に対し、決算額 2 億 7556 万 1000 円で（収入率 100.6%）となり、支出が予算額 2 億 3927 万 6000 円に対し、決算額 2 億 2915 万 5000 円となっている。

資本的収入は、予算額 1874 万 8000 円に対し、決算額 892 万 3000 円となっている。支出が予算額 5350 万 2000 円に対し決算額 4322 万 6000 円で、不用額 1027 万 6000 円となっている。

事業収益は合計 2 億 6526 万 4000 円となり、事業費用が合計 2 億 1615 万円となり、経常利益は 4911 万 4000 円となっている。

資産は、合計 27 億 8171 万 1000 円で、負債は合計 23 億 9285 万 9000 円となり、また、資本は合計 3 億 8885 万 2000 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、企業会計であることから、次年度より料金の改定を示されていることに対し十分な理解が得られるよう努めてほしいとの意見がありました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 57 号について質疑を行います。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認め、議案第 57 号の質疑を終わります。

次に、議案第 58 号から議案第 65 号まで、8 議案を一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認め、議案第 58 号から議案第 65 号についての質疑を終わります。

これから、議案第 57 号について討論を行います。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 57 号の討論を終わります。

次に、議案第 58 号から議案第 65 号について、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 58 号から議案第 65 号の討論を終わります。

これから、議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 57 号平成 30 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 57 号平成 30 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 58 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 58 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 59 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 59 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 59 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 60 号平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 60 号平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 61 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 61 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 62 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 62 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 63 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 63 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 63 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 64 号平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 64 号平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 65 号平成 30 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 65 号平成 30 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 14 議案第 70 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第 3 号)

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第 14、議案第 70 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第 3 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

おはようございます。議案第 70 号について提案の説明をさせていただきます。

令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第 3 号)についてであります。歳入歳出それぞれ 294 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 46 億 8306 万 6000 円とするものでございます。

なお、提案の理由の中で上から 2 行目の千綿女子高等学園跡地活用に伴うという文字を、削除をお願いをいたします。のちほど説明をいたします。

今回の補正予算は、歳出において農林水産業費に第 73 回全国茶品会蒸し製玉緑茶の部における農林水産大臣賞及び産地賞 3 連覇達成に伴う広告宣伝経費及び広島県三次市に係る経費として 294 万 1000 円を計上させていただくものでございます。

歳入につきましては、一般財源として地方交付税 294 万 1000 円を追加計上させていただきました。

それでは、千綿女子高等学園跡地の件でございますが、ファロスファーム株式会社花見山農場の現地視察について提案理由のご説明をいたします。

先日 9 月 11 日の全員協議会でファロスファーム株式会社花見山農場現地視察への参加意向について確認をさせていただき、町議会から、その時は 9 名の議員の皆さまが参加意向を確認をいたしております。よって、視察研修に係るバス借上げ料を補正予算で計上させていただいたところでございます。ここで千綿女子高等学園跡地につきまして、先日の全員協議会時点と、現状で状況が大きく変わっておりますので、正式にご報告をさせていただきます。

実は、東宿自治会から、9 月 16 日付けで町長宛に、農学園跡地に養豚業者の誘致を断念させることを求める意見書が、絶対反対の理由を付して提出をされました。9 月 10 日の一般質問の際、そして 9 月 11 日の全員協議会の際にも私は、住民の理解が得られないのであれば推進はしないと何度も繰り返し申し上げておりました。この度、東宿自治会長名で公印が押されて提出をされました。そこで、私は、一昨日 18 日、水曜日でございますが、県上層部の方と面談するために県庁を訪問し、その時は県議会がございましたが、県議会終了後、中村農林部長に直接面談の上、旧千綿女子高等学園跡地への応募事業者の選定については見送っていただくよう正式に公文書で申し入れを行って来ました。

申し入れの内容を確認された県農林部中村部長は、その状況について大変危惧をされておられまして、十分理解できます、県として受理します、更にごくに副知事及び県知事に伝えますとおっしゃいました。私から 20 日の町議会本会議でこのことを報告してもよろしいですかと確認をしましたら、その旨を報告されて構いませんと述べられましたので、議員皆さまにはっきりと報告をさせていただきます。その席には、中村農林部長ほか農林部次長、農業経営課長も同席され、本町からは私と農林水産課長が同席しており、その上での発言であります。よって、千綿女子高等学園跡地への今回の養豚業者の選定は完全に無くなりました。関係地区の住民説明会では、住民の皆さんから良い会社だ、すばらしい会社だというのはとてもよくわかる。もっと、人家や集落から離れた所に作ればいいではないかといった意見も出されておりました。

そのような状況の中で、今回は農場及び河川等周辺環境の調査、並びに周辺住民の方々からの意見聴取を目的とした現地視察研修として実施したいと考えております。どうぞ、よろしく願います。以上であります。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

議案第 70 号、補正予算の内容についてご説明を行います。

資料の 6 ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。6 款 1 項 3 目農業振興費 13 節委託料は、全国茶品評会 3 連覇を PR するため、彼杵児童体育館駐車場にあります看板と彼杵インターチェンジ入口上部にあります看板を改修作成する費用として 102 万 9000 円計上。

そして、日本一の彼杵茶プレミアム戦略事業において、イベント等で品評会受賞 PR を行う費用として、171 万 2000 円を追加で計上しております。

その下、14 節使用料及び賃借料は、広島県ファロスファーム株式会社の農場及び農場周辺視察を行うためのバス借上げ料として 20 万円を計上しております。

前のページに戻っていただいて、5 ページ、歳入になります。12 款 1 項 1 目 1 節地方交付税に、財源として 294 万 1000 円追加しております。

戻っていただいて 1 ページ、2 ページの第 1 表は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。質疑がある方は挙手をしてお願いします。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

今、県庁に行って、知事とではなく中村農林水産部長と面会して東宿の意向を伝えたということだったんですが、中村部長の先ほど答弁にありました危惧、何を危惧したのか。まず、これを答えてください。

次に、完全に無くなったと、千綿女子農学園の跡地の誘致は完全に無くなったと町長はおっしゃいました。仮に今回視察は残っているんです。視察は、千綿女子農学園跡地活用に伴う視察ではなくなったということで、急遽、今日、今になって消せということだったんですよ。これ、でも、ほんの直前までこれがいきていたんですよ。いいですか、千綿女子高等農学園跡地活用に伴う視察だったんですよ。それを今になって赤で線で消せと。こういうやり方が通用するかっていう話なんですよ。まず今の 1 点、完全に無くなったということなんですが、仮に、私は仮説の話、ここから先は仮説です。仮説ですから町長が答えるか答えなかわかりませんが、仮に、視察に行きました。そうすると、非常に完全に整備されて非常に良かったと。おそらく皆さんが行ったら掃除をして待っているでしょう。普段しないところまで掃除をしているでしょう。そういう状況の所は綺麗ですよ。絶対綺麗と思います。徹底的に臭いも消しているでしょう。消臭剤も入れているでしょう。ですから臭いもしません。

前回は高月農林水産課長、県の県会議員、この農業委員さん、区長さんがそれぞれ行って、おそらくその時も消臭剤をいっぱい振ったでしょう。そういう時に視察に行って、本当の実態というのはわかりません。行くのであれば抜き打ちで行った方がいいです。抜き打ちに。抜き打ちに行ったら現状はどうなのか見てきてください。仮に行ったとして、この後の話なんですが、参加された議員が非常に良かったと。この施設はやはり東彼杵町に誘致すべきだというような結論が出ます。そして、議会でも決議が、発議等によって発議されて、これは本当に東彼杵町に、税収もあることから、そういった理由で東彼杵町議会が、私は反対しますが、東彼杵町に誘致すべきだという意見書なり、決議文なり出されるとします。そうすると、東彼杵町の議会のお墨付きが付くんですよ、お墨付き。そうすると、長崎県はしめたものですよ。今の石木ダムと一緒に、やりたい放題。ひとの土地でも取ってでも、奪い取ってでもやろうというような長崎県の姿勢が明らかに見えるんですよ。透きとおるように見えます。ですから、町長が完全に無くなったというのは、そういうことからすると、町長がいくら駄目ですと言っても、県が議会のお墨付きをいただいたんだからと言ってやる可能性があるんですよ。

昨日、18 日に、名前を出して悪いですけど、高月課長の答弁、今どこに居るんですかと聞いたら、町長と副町長と同席して県庁に居ますという電話でした。誰と会うのかと言ったら、まだわかりませんが、県議会があっているからと。その時に、ちゃんと文書で回答をもらって来てくださいという

ことを念を押しました。その時に課長が言ったことは、県は本来ならば東彼杵町に伺いせずに直接業者に売ることは可能なんですよと言いました。ですから、この裏付けとして、たとえ町長がいやと言ったって駄目ですよ。これは地元の理解が得られないから駄目ですよと言っても、お墨付きがある以上やりますよ。これが長崎県のやり方なんです。諫早干拓にしろ、石木ダムにしろ、前科があるでしょう。前科があるんですよ。今やっているんですよ。昨日、私はやらないとは中村知事は言いませんでしたよ。おそらく自分の面子だから口を濁していますけどやります、やります。石木ダムもやると思います。そういった長崎県の話が信用できますかという話なんです。

これは、中村部長もやがて定年ですよ、やがて定年。ずっと居てわかりましたというわけではないんですよ。石木ダムは 57 年間も続いているんですよ。それをずっとおくらせていっているんですよ。奪い取られる世代も奪い取る方も、こういった現状が見えている以上、完全に無くなったって軽々に発言してもらいたくないんですよ、今話を聞いて。どうですか、今話を聞いて。2 点聞きましたよね。1 点ずつ答えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

何を危惧をされておられるのか、これは当然、中村部長も県知事も、町を 2 分した争いは良くないとおっしゃっております。そういうことを危惧されておられて、14 日に来られた時もそう話されました。町を 2 分してはいけないということで、理解をいただいております。

なぜ急遽訂正になったかと言いますと、県と広島業者との連絡調整をして、こちらも確認をしなければいけませんから、県がファロスファームに言ったのかどうか。そして、ファロスファームさんの答えも聞いております。これは農林水産課長も聞いております。私は今日急遽になりました。

もう 1 点、完全にというのは、何か証拠があるのかというのは、この後の全協でお話をさせていただきますので、そこは説明をいたします。ご了承をお願いいたします。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

今、しゃべれないというのが私は理解できません。この後、数分後に、あと何分も係らないんですよ、終わるのは。なぜ今しゃべれないのか。傍聴者が居るからしゃべれないのか。それとも職員が居るからしゃべれないのか。わからないような状況で非常に、かえって不信感を持ちます。今しゃべれないこと自体が。

もうひとつ、中村農林部長の危惧していることが、町を 2 分するという事なんです。既にあなたの生まれ故郷、これは大変なことになっているんですよ。2 分どころか町長が一番心配されていた、禍根という言葉が使われました。禍根から遺恨に移っているんですよ、恨みつらみ。これは簡単に、あなたの信用を取り戻すことはできませんよ。これだけのことをしたんだから。町を 2 分するって、あなたの生まれ故郷の人を裏切るような行為をしたんですよ。そして、今になって、今日になって千綿女子高等農学園跡地活用に伴う現地視察を消してくださいという、こういうやり方が、今までの経過からして信用できますかという話なんです。おかしいでしょう。だったら最初から消してくださいよ、最初から。印刷を消してくださいと言う前に、消した資料をくださいよ。

おかしいでしょう。おかしいことばかりですよ、ずっと。最初の説明会にしても、いきなりの説明会。県と業者とあなたち2人、町長、副町長とひな壇に並んで、この業者が今度誘致を考えています、これが手順ですかと。今度は、断る時には手順を踏んで、現地を視察して行って、そういう手順を踏まないとは。これが筋がとおりますか、こんなのが。自分たちの説明会はルールなしの説明会を行っていて、今度は断る時はちゃんとした手順をしてと、話がとおりません。こういうことを、町長、もう少し配慮した形の中でやらないと、あなた辞めなさいという声が実は挙がっているんですよ。人に言うより自分の所に火の粉がかかってくるんですよ。

そういった状況というのは、私は、私の地元の地区の声を代弁しております。実はこれ以上の激しい言葉もあります。ここで言えないような言葉もあります。それを言ったら諮問委員会にひっかかって、私は懲罰委員会にかかる話ですから言えませんが。そういった状況ですので、今、町を2分しないとは、この状況をどう捉えていますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

元々、女子高等学園は県有地なんです。だから県が主体的に説明会をする。町に連絡があった。地元の同意があるということが条件に入っていたのではないですか。だから、私は説明会の時から理解が得られない限りは推進はしないとはっきり申し上げました。町が主体をとって行動を起こしたわけではないです。ですから、県と自治会との関係なんですよ、町ではありません。ですから、私は、そういう説明をさせていただいております。

なぜ、農林部長がそういう話をされたかと言いますと、やはり、ずっとそういう状況で意見が反対反対と新聞も見たとおっしゃったんです。この前載った記事が。これだけ激しい意見が出ると推進はできないと。やはりはっきり言ひまして、ひとりでも反対があればできないとおっしゃったんです、極端な意見を言えば。だから、私は本当は、言いましたように副知事、県知事にお会いしたかったんですが、翌日が石木ダムの皆さんと面談をしなければいけないということでなかなか時間が取れなかったんです。正直に申し上げます。私が行った翌日が石木ダムの皆さんと、家族の皆さんと懇談会をしなければいけないということで会えなかったのは事実です。

ただ、申し上げましたように、なぜ急遽というのがありますけれど、私は、元々始めから住民の皆様の理解が得られなければしないと断っていたんですけど、そういう県の手順といえますか。だから、視察に行くのは、高等学園は無くなりましたけど、説明会でもっと遠くの場所、他の場所でもいいのではないかと意見が出ていますから、どうなるのかなと、もし来た時です。高等学園を除いて。だから、先にやはり見ていただければいけない。

なぜ今は言えないか。本当は言っても良いんですが、議案が視察の件ですので。全員協議会で、理事者も傍聴者もおられて結構です。その時に私がはっきり言いますので、よろしくご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今の町長と森議員の意見は、全てとは言いませんけど、これは全員協議会で語るべき話。ここは

今、予算書の話なんです。削除されたというところの問題は、問うて結構なんですけれども、この予算書の審議を、議長、戻してくださいよ。質問します。

6 款 1 項 3 目委託料 274 万 1000 円が上がっていて、全国茶品評会受賞周知看板作成業務委託料 102 万 9000 円。これは、先ほど言われましたように総合会館とインターの所に付ける看板。昨年もそうでした。その前もそうでした。毎回作っている看板だと私は思っています。これから東彼杵町は、非常に勢いに乗っています。おそらく来年も再来年も受賞する可能性が、絶対とは言いませんけど、可能性が十分高いんだろうなと思います。そういった場合に看板を毎回毎回作る、予算で 100 万円程度の、もっと効率的に工夫する考えはないのかどうかお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、そう言われれば、毎回、来年、再来年となるかもしれませんが、そういう感じで、下の方にスライドさせるようなものですが、まだ次の予算の時にお願いをしなければいけないんですが、そういう方向で、毎回しないでもいいような方法も考えております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

この研修費の 20 万円。町長の答弁は、千綿女子農学園は無くなったから他の所でという答弁だったと思います。でも、本当にその候補地、豚舎を誘致するような候補地が、具体的に確認されてから、確認されてからの視察であれば公費で行ってくださいと言います。しかし、候補地も全く予想すらできない状況の中で、まだいつになるかの誘致もわからないような状況で 20 万円使って行って、1 年以内にこれが誘致できるのか。あるいは 10 年後にできるのか、20 年後にできるのか。今視察に行ったのが、10 年後 20 年後に通用するかという話になってきますよ。もう少し、その時に行ったらいいではないですか、その時に。本当にそういった具体的に、ここは誘致していいですよという話が出たならば公費で行ってください。しかし、今行くのは綺麗に掃除した所を見に行くだけの話なんです、消毒して。それが次の、いつどこになるか分からないような所の参考になりますか。どう見たってならない。もう少し考えた方がいいですよ。

町長、この前一般質問の時に言いましたよ、チラシをぴらぴらしながら。こういうのをしなさいよ、こういうのを。岡田伊一郎が取り組む政策、東彼杵中学校の位置は教育委員会からの提言のとおり、統合から 5 年間を目途に検討すると。ここを優先すべきでしょう。あなたが書いているんですよこれ、見えますか。

○議長（吉永秀俊君）

ここで森議員に注意します、議案第 70 号について質問をしてください。

○10 番（森敏則君）

だから、20 万円を使うんだったら、他のところに使いなさいと。例えば、この中学校を建てる位置とか、新しく建てる位置とかを視察して、そういったところに使った方が良いですよ。現状を踏まえた、こういうことだからここを視察すると。目的が全くわからない。こういう視察を、私は認めませんよ。認めません、この予算。いつになるか分からない視察の目的を誰が認めますか。認

める自体がおかしいでしょう。賛成した人は行きたい人でしょう。どうぞ賛成してください、その時は。この後すぐ採決がありますから。

是非、町長、現状を踏まえて視察をするならやると。私たち議員は、何かの目的があって行くんです。議員の時町長も言っていたでしょう、何かの目的がないと行けないと。正しく、あなたが言ったとおりのことをすればいいんですよ、町長になっても。是非、自分の書いたものを優先してください。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

業者さんが高等学園を断念する。しかし、前説明がありましたように、川棚の日本ハム、諫早のパックフードなどの距離間を感じて東彼杵町や周辺が一番良いではないかと。まだ、全て無くなったわけではないんです、高等学園は無くなりましたけど。他のを探された時、例えば民有地、山林、やはり議員さんも知っておいてもらいたいんです、実情を。たぶん説明をしなければいけないと思います。こういうことだから反対しますよ、駄目ですよと言ってもらうのも視察に行った結果だと思しますので、はっきり言って。まだ議員さんから説明がありましたのも、県も回答ができていません。水路が流れてどういう状況なのか、人家はどういう状況なのか、臭いはどうなのか。グーグルで見れば位置的なものの関係はわかります。しかし、本当に自分たちの感覚、肌で感じてもらうのも私は必要だと思って上げましたが、森議員がおっしゃいましたように、私は議案を提案しましたが、議決権は議員の皆さんあります。議員の皆さんに判断していただいて、森議員がおっしゃたように、必要ないと言われればそれは修正なり何でも結構だと思っております。よろしく願います。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

補正の話に戻ります。私は、これは消す必要はなかったと思っているんです。堂々と消した部分でいいと思っています。なぜなら、我々が議論しているのはそういう話ではなくて、感情論で話しているのではないんです。私が一般質問でも申しましたように、この賛成するか反対するかの材料を判断するために見に行くと言っているわけでしょう。今議論が上がったのは感情論ですよ。そうではなくて、然るべき根拠に基づいて判断をすべきということは申し上げております。ですから、これは我々議会が感情論で判断するわけにはいきません。ちゃんとした根拠に基づいて、賛成なり反対なりしなくてはいけない。それを責任を果たすために行くのだから、どこがおかしいんですか。言っていることがおかしい。

そして、さっきの町長の答弁ですけど、やはりその回答を出すにも然るべき根拠が挙がっていないうちにそういう判断をした。これも私は、手順としておかしいと思っています。県のやり方もおかしい。だから、感情論に推されて、そういった圧力的な行動に推されて判断を見間違えるというのはこれからの行政のあり方として非常に問題ですよ。やはり然るべき根拠を皆で見て、定めてそして、これはやはり駄目だというなら私たちも反対しますよ。先ほど森議員の話の中で、行く時はちゃんと掃除をしている、消毒もしている、臭いもしないさと話をされましたが、そういう仮定の

話ではなくて、仮定の話に答える必要はない。もちろん、抜き打ちで行ってもいいですよ。しかし、私もいろいろ調べてきましたけど、一般質問でも申し上げましたけれど、まず今の養豚場はそういう環境問題をクリアしないと生きていけないんですよ。はっきり言いまして今の養豚場というのは、ここら辺にある、失礼な言い方かもしれませんが、牛舎や鶏舎よりも、よっぽど排水も臭気もクリアされたという見方をしまして、この当該会社というのは、これまでの実績とか規模とか理念等を見れば、それは仮定の話ですけど想定はできますから、これは行く価値はある。ですから、是非、可決していただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この千綿女子高等学園跡地活用というのが、東宿の意見書を持って行った時に、県がわかりましたと。これ以上、住民の意見ががたがたになって良くないと。だから高等学園は断念をすとおっしゃったものですから。なぜ消したかと言いますと、先ほど申しましたように、県と業者の方との調整の時間が掛かったものですから。だから、消していただいた。これはあくまでも県有地です。町有地なら、皆さん方から最初からそういう話をしますけど、県有地で県の方が説明に来て地区に出て、私達も町も来てくれと言われて行って、そういうことで、町の意見を聞かれたから、住民の同意が得られない限りは私は推進はしないと申したんですけど、それがどうにもおさまりませんでした。自治会から本当に文書で出していただいて、それを持って行ったんです。個人個人行ってもなかなかまとまりませんから、東宿自治会という公印が押されているものを県に持って行って納得をしてもらったということでございます。

ですから、県は、高等学園跡地にはしないと、はっきり断言されておりますので、今日私がそういう発言をしたということであります。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ありませんか。3回ですが、特に1回だけ認めます。簡潔に質問してください。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

今、行きたい人の議員から感情論でとか、何を基準に言っているのかわかりませんが、私は現状論で言っています。現状を踏まえてどう今対処すべきか、何をすべきか、何を優先すべきか、そして今やるべきことはなんなのか、それを十分踏まえて町長やってくださいよという話です。

現状というのは、私が先ほど言った現状です。ある程度想定できる現状というの、ここから起きうる現状、起きうる想定、全てを想定し、今までの現状も含めて、どうぞ、行きたいから。

これは、町長、先ほど言われました議員の皆さまが判断すべき、そういう話ではないですよ。町長は可決が前提で出すんですよ、議案書は。可決が前提なんですよ。否決が前提で出す話ではないんですよ。そういう逃げ方をしたらいけない。議案というのは可決が前提です。提出者は町長です。これをどうぞ議会が判断してくださいとはなんということを行っているんですか。もう少し、その場所というのを考えて議案提出してください。いいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにそうです。可決を条件に出しますけど、町長はひとりです。しかし、議員さんは 11 名いらっしゃるではないですか。だから、議員さんの意見が違って町長の考え方が違うのなら、当然議決権というのが議会にはありますから、私はそれを原則を申し上げただけであります。私が全て正しいわけではない。駄目だとなったら議員でという形になるかと思います。これは他所の議会も一緒です。町長は、執行部の代表はひとり、しかし、議員さんは 11 名もいらっしゃる。その中で様々な意見を聞いて、良いものは良い。駄目なら駄目。それが是是非非だと私は思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 70 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 70 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。はじめに、本案に反対者の討論を許します。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

先ほど言った目的が 20 万円の車借上げ料、更にはここには載っていませんが、議員が行けば議員の出務の費用も出るんですよ。表に出ませんが。これだけでは済まないんですよ。宿泊費、いろんなものが出るんですよ。いつ誘致になるかわからないような視察を今認めろというのに賛成できません。単純、これ一発、以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

私は、この提案に賛成の立場で討論いたします。この車借上げ料 20 万円、なぜ賛成かと申しますと、そもそもこの養豚業者、千綿農学園跡地は県が募集していたからそれに応募しました。今回は県が断念すると町長から報告を受けました。しかしながら、東彼杵町には広大な土地があります。養豚業として土地を提供して良い、周りに民家もない、地域住民の理解も得られる、そういう土地もある可能性も充分あるわけです。ましてや、その養豚業者が、東彼杵町の地理、位置に進出したという気持ちを持っておられることは充分伺えました。よって、20 万円という経費を使いますけれど、やはりそこに行って私たち有志の議員が現地を見て施設を見、そして周りの河川、あるいは地域住民がその近くにおられたらその方々の意見を拝聴し、あるいはこの前提起していたハエの発生状況とか、現地に行かないとなかなか見れない。こういう河川の清掃とかハエの除去とかは、養豚業者は準備してもなかなか対応できません。不意打ちで行こうが事前に行きますよと言ってもできません。確かに掃除はできるでしょう。掃除をしているかどうかは私たちが行けばわかります。

私たち議員が行ったから一生懸命掃除していたなど、現地を見れば。そういうことでやはり現地を知らずして私たちは町民に語れません。やはり、私は行くべき。20万円の予算が掛かろうとも、この町の活性化、あるいは雇用、こういった面から見て行くべき。20万円の経費を掛けていく価値ありと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に反対者の発言を許します。1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

先ほどからのやり取りを見させていただいて、私が思ったのは、私は視察に行こうと思っていた人間ですけれども、どちらに移られるかということが全くのゼロの状態、今のタイミングで行くということは私も考え直したいなと個人的に思いました。

今回の20万円の予算というのは、このタイミングではなくても良いのではないかと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、賛成者の発言を許します。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先ほどから町長に対する質問をそれぞれの議員さんがされておりましたが、今回は特に、同僚議員もおっしゃるように、県が公募された結果、1社しかなかったということで、千綿地区に説明に行かれた経緯もあって、やはり、町全体として考えた場合には、県も誠意を尽くしてそういった地域の人に提案をされたということで、説明会の時も同席しておりましたが、聞いておりましたが、やはり地元の方の理解ができないとそういったことは進められない。県の職員さんも町長も言われた経緯があります。しかしながら、私たちは、議会としては何も現状を知らずに町民の皆さん方に説明したり、納得いただけるような、そういった材料も持たないままにいろいろなことを言うということではできないわけです。やはり、現地を見て、こうだから誘致はできないとか、これは良かったけれども地元の皆さんがどうしても駄目だと言われればそれに従うより他にない。そういった判断の材料となるべきものも、今回は町長が先ほどから言われますように断念をするということでございますけれども、別の場所とかも、ひょっとしたら出てくる可能性だってあるわけです。だから、見ておいて、今後、県とか農林関係は、特に、東彼杵町はお茶とかそういったものでお世話になっています。そういったことで、県にもいろいろな面をお願いをしていかなければならない。そういったことに良好な関係を保っていくことが、東彼杵町としても議会としても役割を果たしていかなければならないと。そういったことで、私は今回の予算には賛成であります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、反対者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

起立多数であります。

したがって、議案第 70 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 3 号) は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 発議第 8 号 議会広報編集特別委員会設置に関する決議

○議長 (吉永秀俊君)

次に、日程第 15、発議第 8 号議会広報編集特別委員会設置に関する決議を議題とします。局長に発議を朗読させます。

(局長 朗読)

○議長 (吉永秀俊君)

本案について提出者の説明を求めます。大石議会運営委員長。

○議会運営委員長 (大石俊郎君)

それでは、提出の理由についてご説明申し上げます。議会の審議、活動等を広く住民に公開し、周知する目的の議会広報を発行するため、議会広報編集特別委員会の設置の必要性を認めたためであります。以上であります。

○議長 (吉永秀俊君)

これから、提出者に対する質疑を行います。10 番議員、森敏則君。

○10 番 (森敏則君)

提出者に質疑を行います。2 点控えておいてください。

前回、常任委員会の廃止ということで同じ提出者がされました。その廃止の理由というのが、私は今でもまだ飲み込めておりません。今一度廃止の理由を述べてください。

もう 1 点、この目的。目的は、裏面に書いてあるとおり、議会の審議・審査の経過・結果及び議会活動を広く住民に周知するため、町民の声を聞き、その内容についても紹介し、より身近な議会となるよう議会広報紙の発行は欠かせないものであり、引き続き議会広報紙を発行するためと書いてあります。

議会広報紙は必要だという認識で、前回廃止をされました。常任委員会を廃止して、目的として、どう、常任委員会の目的と今の目的とどこが違うのかこの説明を求めます。

○議長 (吉永秀俊君)

大石議会運営委員長。

○議会運営委員長 (大石俊郎君)

1 点目の常任委員会の廃止の件は、この前の審議で解決しております。この場でお答えすることではございません。したがって、議事録をしっかり読まれてください。

今ありました目的がどう違うのか、どこが違うのかということについても、これも同じでございます。この前も当然、常任委員会廃止の件と特別委員会設置の件で皆さんと議員連絡会でも審議いたしました。その時にしっかりと申し述べております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

実はこの目的もほぼ一緒です、ほぼ一緒。ほぼ一緒で、今度は常任委員会を廃止して、そして今度は特別委員会を作りましょう。メンバーは6人です。調査期間はこうこうこうですという発議なんです、例えば、前回メンバーにおられた方々、また入ったらおかしくなるでしょう。順当にいったら、前回のメンバーは、次、特別委員会のメンバーには入れませんよ。入れる資格がないと思います、私は。資格がないものを仮に指名された場合は、私は除外すべきと考えますが、提出者の見解はどうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

今、森議員が言われた、常任委員会と特別委員会の目的は変わらないではないかという、この広報紙を作るという目的は、いささかも変わりありません。私たちはこの前、常任委員会を廃止すると言ったのは、常任広報委員会の審査の過程、結論、たくさん挙げました。最後に中立公平公正になされていないということを私たちは申し上げたわけでございます。したがって、そのところは違っているということは申し上げておきます。

それから、常任委員会に入った人は資格がないと言われましたね。それは、議員連絡会で何回も皆さんと討論した挙句の果ての結論でございます。したがって、もう一回議員連絡会のことを思い起こしていただきたいということを森議員にお答えしたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

前回の常任委員会のメンバーが作った広報紙は中立公平公正ではないという指摘なんです、メンバーが作ったのは。だったら、その理論だったら、次の特別委員会の6人のメンバーには、入る資格はないと私はそういうふうに理解します。それがごくごく普通の見解だと思います。これがもしも指名されたら、私は当然辞退するべきだと思います。そして、新しいメンバーがいなければ、他にメンバーがいなければ、万止むを得ず、どうぞお願いしますという形です可能性が残っているかもしれませんが、他にメンバーがいるのであれば、どうぞ前回のメンバーの中立公平公正でない人ですから、それをまた選ぶと、これはおかしい話だと思っております。その辺のところを充分了解しながら6人のメンバーを選んでいただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

選んでいただきたいと、私が選ぶわけではございません。これも議員連絡会で、森議員が言われたことは議員連絡会で何回も何回も、何回も繰り返して言われました。充分お聞きしました。そのことを踏まえて皆さんで議論したわけですよ。その結果、この6名でいくということは決まりました。だから、それ以上で、そういうことでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

今の話の中で、すみません、個人的に一議員としてお話をさせていただきたいのですが、私が前回の常任委員会の委員長を勤めさせていただいていたんですけど、皆さんで作上げた議会だよりを、最終的に私が責任を持って議長の方へお持ちし、議長がこれで大丈夫だといいただいて発行いたしました。そういったことで、今回挙げられている目的と何ら変わらないと思っているところなんです。違うという意見があって、突然動議を出され廃止になりました。なので、そういったことがあった結果、私が特に委員長をさせていただいていたので、今回の特別委員会の方では辞退させていただきたいということを何度も何度も何度もお話させていただきました。その結果、議長から自分の代でそういった前例をないものを、慣例でやってきたものを認めるわけにはいかないというお話をされました。それで皆さんがそうだということで。私は納得いかないまま、今、このメンバーとして名前が入っています。とても納得はしておりません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

林田議員の意見も議員連絡会でお聞きしました。私は特別委員会に入りたくないと言承知しました。しかしながら、この前の常任委員会を廃止するという決議、その前の、常任委員会6名の個人個人、林田広報委員長はどうですかこうですか、副委員長はどうですかこうですかという、浪瀬広報委員がどうですかこうですかとかではなかったんですよ。6名の常任委員会を廃止しようという提案でございまして、だから、新たに発足すること、皆さんでこれも喧喧諤諤、議員連絡会で多くの時間を費やしてやりました。林田議員の意見もたくさんたくさん聞きました。私も、最終的に議長が司会をされていたんですけど、その話も聞きました。そういう中で決まった話でございまして。

決まった以上は、やはり、我々は議員としてはその職責を果たしていく、これが筋だろうと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に、9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

今の議論は全て終わった話のことの繰り返しに聞こえます。今、長崎県下の市町の内、広報の常任委員会をしているのはたぶん3町ぐらいでしたかね。

○議長（吉永秀俊君）

大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

長崎県下では8町です。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 14 分）

再 開（午前 11 時 15 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

市はない、8 町の中で常任委員会でやっている町は東彼杵町を入れて 4 町でございます。東彼杵町は特別広報委員会になりましたから、3 町だけあります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

市はございません、町だけ。ではなぜそうなったかという話なんです。常任委員会と特別委員会といますのは、常任委員会の方が、縛りが大きいし、それなりの大きな責任があるわけです。先ほどおっしゃっているように、特別委員会にした方がもう少し柔軟な対応ができる。あるいはもう少し自由な活動ができるという意味合いが、私は、個人的な解釈ですけど。そういう意味合いで、やはり今の状態でいけば少し荷を軽くして、特別委員会にしようという勝手な解釈ですけど、そこら辺についてはどうですか。

○議長（吉永秀俊君）

大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

橋村議員のご意見に同感です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

○——△——

議長。

○議長（吉永秀俊君）

もう 3 回過ぎていきますので。

○——△——

特に。

○議長（吉永秀俊君）

今回はできません。

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第 8 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発議 8 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、本案に反対者の発言を許します。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

それでは、今回提出されました議会広報編集特別委員会設置に関する決議についての反対討論を行います。

まず、提出者の見解が、中立公平公正でなかった常任委員会を廃止させ、そして今度同じような目的で特別委員会を設置する。更には、中立公平公正でないメンバーもまた入れようとする予定。ここら辺が非常におかしい。そういった理由で議会広報編集特別委員会設置に関する決議については反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に賛成者の発言を許可します。3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

この問題は、この前常任委員会を廃止して特別委員会にすると決まっておりますので、なるべく特別広報委員会ということで、町民の皆さまが読みやすい、親しみやすい広報紙を作っていきたいということで皆で決定しました。それ以上はないと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に反対者の発言を許します。1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

決まったことですけれども、議会広報編集特別委員会の委員ですが、先ほど申したように内容とすれば前回と変わりようもないですし、納得いかないということが私の本音です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

私は賛成の立場から発言をしますが、いわゆる、この件につきましては、いろいろな意見がございまして、それならということで議員連絡会をいたしまして長時間費やして話をした結果がやるといって全員、はっきり言いまして、多数決の原理をもって決定されたものであり、そういうことであれば連絡協議会自体が今後どうなるのか。それぞれの不満はあると思います。何でもそうですが、議会で可決された後に異を唱えるというのは全く理がとおりません。どういう状況であれ、決議されて、みんなで決議した以上は、自分がひとり反対であっても議員必携を見ていただければわかるように、決まったことについては、議員は全部それに従って内外ともに従うとありますように、これをしなければ議会自体ががたがたになります。今日の意見を聞きながらはっきり言いまして、連絡協議会の中で決まったことを、議員連絡会は議員同士信頼関係を構築しながら話し合うという

ひとつの約束の中でしております。これをこういった本会議で、連絡協議会等の話を持ち込まれれば今後どうなるのか。本来は、隠し事でないとは思いますが、しかし、暗黙の了解で、傍聴者もない所で、また、執行部がない所で、議員連絡会はお互いの信頼構築のために行うということでやってきておりますので、こういった状況は二度とないように議長にもお願いをいたしておきたい。今度の場合は、そういうことで決定したことであり賛成であります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に本案に反対者の発言を許します。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

今回私も、広報委員会の副委員長ということで一生懸命作ったつもりで広報紙でしたが、特別委員会に変更するということに対しては、私もびっくりしました。というのは、広報紙はもっと見やすくしようということで今まで作って来たつもりなんですけど、皆さん多数決でこういう意見になったことは残念ではありません。しかし、そういう話はあったんですけど、私は、もっと話し合いをしてから決めて欲しかったと思いました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に賛成者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第8号を採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。したがって、発議第8号議会広報編集特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

ここで名簿配布のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時24分）

再開（午前11時36分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました、議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議会広報編集特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿

のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 37 分）

再 開（午前 11 時 41 分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

議会広報編集特別委員会の委員長に口木俊二君、副委員長に尾上庄次郎君に決定をいたしました。

日程第 16 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 16、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和元年第 3 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会（午前 11 時 42 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 大石 俊郎

署名議員 尾上 庄次郎